

島根地方最低賃金審議会

特定最低賃金専門部会

合同会議 会議資料

－ その 1 －

島根労働局

資 料 目 次
(専門部会合同会議 令和4年9月12日開催)

特定最低賃金各専門部会委員名簿No.	1
特定最低賃金の改正決定の諮問文(写)No.	2
島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程No.	3
最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋No.	4
答申日別最短効力発生予定日一覧表No.	5
最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業No.	6
(参考リーフレット添付)		
・「業務改善助成金」(通常コース)のご案内		
・「業務改善助成金」(特例コース)のご案内		
・働き方改革推進支援センター(案内リーフレット)		
・令和4年度各種助成金のご案内		

島根地方最低賃金審議会島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	役職名
公益代表	富田真智子	元社会福祉法人島根県共同募金会常務理事
	藤本晴久	島根大学法文学部法経学科准教授
	吉田美智子	元出雲市芸術文化振興財団出雲文化伝承館館長
労働者代表	景山 誠	日本労働組合総連合会島根県連合会事務局長
	高田 信一	ダイハツメタル労働組合中央書記長
	松本 均	日立金属労働組合安来支部支部長
使用者代表	佐藤 眞次	オーエム金属工業株式会社営業アドバイザー
	森脇 建二	一般社団法人島根県経営者協会専務理事
	若松 志昌	協同組合島根県鐵工会専務理事
備考	任命年月日	令和4年9月8日
	五十音順	敬称略

島根地方最低賃金審議会島根県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	役職名
公益代表表	飯塚 弘	元 NHK 松江放送局 副局長
	藤本 晴久	島根大学法文学部法経学科准教授
	吉田美智子	元出雲市芸術文化振興財団出雲文化伝承館館長
労働者代表表	石倉 修	ホシザキ労働組合島根支部支部長
	乗本 克己	三菱農機労働組合執行委員長
	松林 重雄	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長
使用者代表表	達 俊彦	清和鉄工株式会社代表取締役
	森脇 建二	一般社団法人島根県経営者協会専務理事
	若松 志昌	協同組合島根県鐵工会専務理事
備考	任命年月日 令和4年9月8日 五十音順 敬称略	

島根地方最低賃金審議会島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	役職名
公益代表表	飯塚 弘	元 NHK 松江放送局 副局長
	小田川真一	山陰中央新報社 常務取締役
	藤本 晴久	島根大学法文学部法経学科准教授
労働者代表表	黒目 敏行	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長
	西尾 和孝	パナソニックソーラーシステム製造労働組合執行委員長
	本藤 忠行	パナソニックインダストリー労働組合松江支部書記長
使用者代表表	内田 博隆	株式会社ニッポ一 取締役島根工場長
	松本恵利子	日東電装有限公司 取締役
	森脇 建二	一般社団法人島根県経営者協会専務理事
備考	任命年月日 令和4年9月8日 五十音順 敬称略	

島根地方最低賃金審議会島根県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	役職名
公益代表	小田川真一	山陰中央新報社常務取締役
	富田眞智子	元社会福祉法人島根県共同募金会常務理事
	藤本 晴久	島根大学法文学部法経学科准教授
労働者代表	青木 政史	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長
	日高 貴嗣	ワイテック労働組合執行委員（島根地区支部長）
	園山 智久	ヒラタ精機労働組合特別執行委員
使用者代表	久留主信一郎	三刀屋金属株式会社代表取締役社長
	本間 崇	島根イーグル株式会社業務部長兼業務課長
	若松 志昌	協同組合島根県鐵工会専務理事
備考	任命年月日 令和4年9月8日 五十音順 敬称略	

島根地方最低賃金審議会島根県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会委員名簿

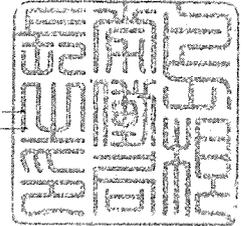
区分	氏名	役職名
公益代表	飯塚 弘	元 NHK 松江放送局 副局長
	富田眞智子	元 社会福祉法人島根県共同募金会 常務理事
	吉田美智子	元 出雲市芸術文化振興財団出雲文化伝承館 館長
労働者代表	後藤 真一	島根トヨタグループ労働組合書記長
	土岡 勉	日本労働組合総連合会島根県連合会副事務局長
	福田 千尋	島根日産自動車労組執行委員長
使用者代表	井野 廣行	島根トヨペット株式会社取締役管理本部長総務経理部長
	狩野 浩之	株式会社ホンダクリオ島根代表取締役
	若松 志昌	協同組合島根県鐵工会専務理事
備考	任命年月日 令和4年9月8日 五十音順 敬称略	



島労発基0825第7号
令和4年8月25日

島根地方最低賃金審議会
会長 富田 眞智子 殿

島根労働局長
宮口 真



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金
（平成20年島根労働局最低賃金公示第3号）

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（平成20年島根労働局最低賃金公示第4号）

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成24年島根労働局最低賃金公示第6号）

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金
（平成20年島根労働局最低賃金公示第2号）

島根県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年島根労働局最低賃金公示第5号）

島根地方最低賃金審議会
島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会運営規程

- 第1条 島根地方最低賃金審議会島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。
- 第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。
 - 4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

島根地方最低賃金審議会

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程

第1条 島根地方最低賃金審議会島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

島根地方最低賃金審議会
島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程

第1条 島根地方最低賃金審議会島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、島根労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会

長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

島根地方最低賃金審議会
島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会運営規程

第1条 島根地方最低賃金審議会島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、島根労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

島根地方最低賃金審議会
島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会運営規程

第1条 島根地方最低賃金審議会島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、島根労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに日時、場所及び付議事項を島根労働局長及び委員に通知するものとする。

第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、これを部会長に通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを部会長に通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、島根地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

第1条 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋

【最低賃金法 第25条 第2項】

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

【最低賃金法 第25条 第3項】

専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

【最低賃金審議会令 第6条 第1項】

最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、9人以内とする。

【最低賃金審議会令 第6条 第5項】

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

【最低賃金審議会令 第6条 第7項】

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料番号

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

No. 5

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

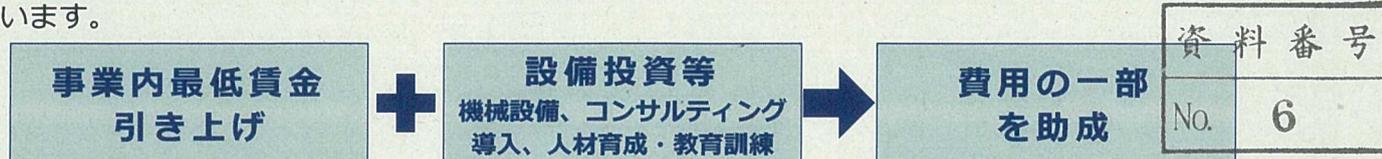
※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率* が前年同月に比べ 3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 <small>※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）</small>
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

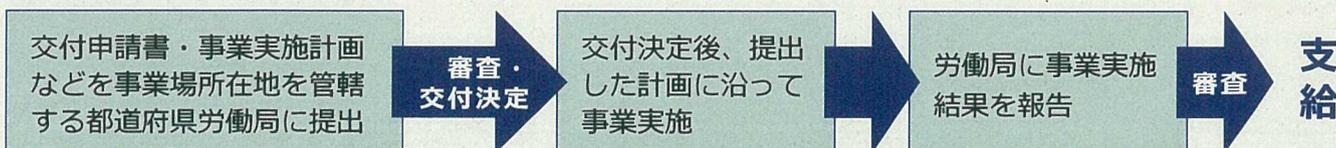
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率

が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 令和4年12月まで 】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4/5 920円以上：3/4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを提出する
・提出先：事業場所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)
・締め切り：令和5(2023)年1月31日(火)
申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施
交付決定前に行った設備投資等は助成対象外です。

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払い請求を提出

支給

助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金 検索

助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

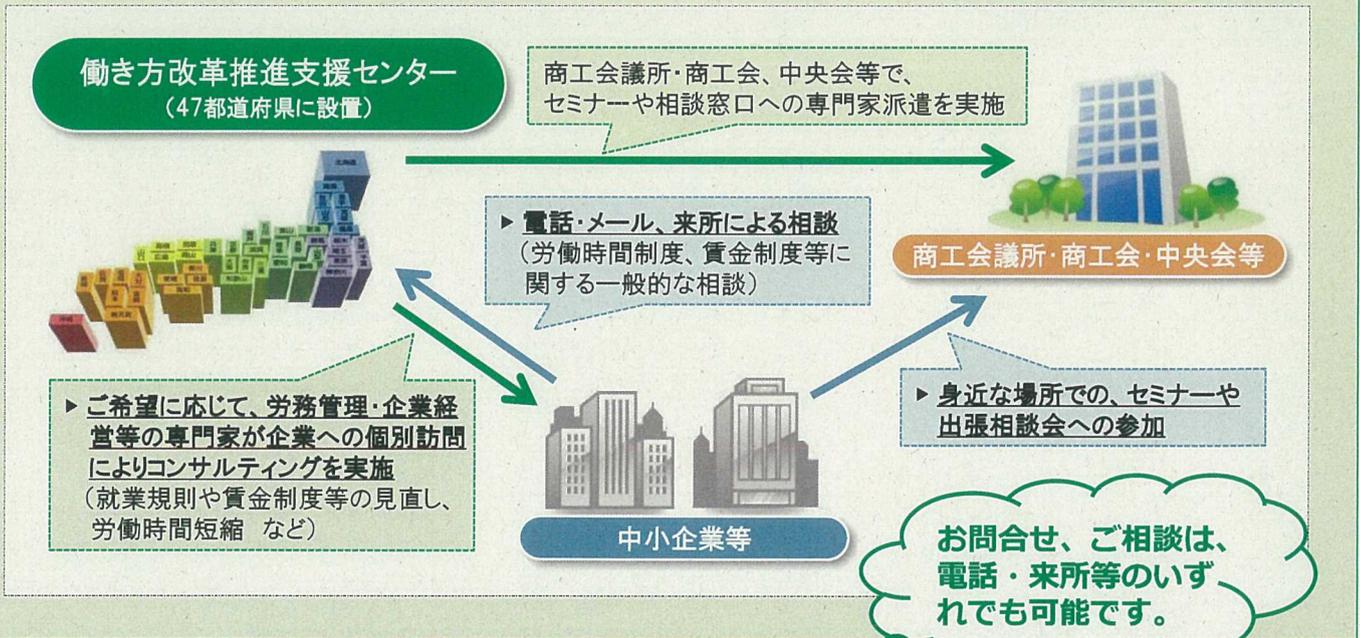
「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

- ・ 企業の実態に即した労働時間制度
- ・ 業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・ 利用できる国の助成金



働き方改革推進支援センター連絡先一覧

センター名	住所	電話番号	メールアドレス
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073	hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com
青森働き方改革推進支援センター	青森県青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830	hatarakikata@sr-aomori.info
岩手働き方改革推進支援センター	岩手県盛岡市肴町4番5号カガヤ肴町ビル3階	0120-664-643	iwate@task-work.com
宮城働き方改革推進支援センター	宮城県仙台市宮城野区原町1-3-43 アスク原町ビル201	0120-97-8600	support@miyagi-hatarakikata.jp
秋田働き方改革推進支援センター	秋田県秋田市大町3-2-44大町ビル3階	0120-695-783	support@hatarakikata.akita.jp
山形働き方改革推進支援センター	山形県山形市香澄町3-2-1山交ビル4階	0800-800-3552	yamagata.shiencenter@gmail.com
福島働き方改革推進支援センター	福島県福島市御山字三本松19-3	0120-541-516	fsr-hatarakikata@lily.ocn.ne.jp
茨城働き方改革推進支援センター	茨城県水戸市三の丸2丁目2-27 リパティ三の丸2階	0120-971-728	ibaraki@task-work.com
栃木働き方改革推進支援センター	栃木県宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100	support@tochigi-hatarakikata.com
群馬働き方改革推進支援センター	群馬県前橋市元総社町528-9	0120-486-450	hatarakikatakaikaku@gunma-sharoushi.com
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル101号	0120-729-055	hk11@mb.langate.co.jp
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7階	0120-174-864	hk12@mb.langate.co.jp
東京働き方改革推進支援センター	東京都千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル6階615室	0120-232-865	hk13@mb.langate.co.jp
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090	hatarakikata@mb.langate.co.jp
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4階 3-B	0120-009-229	niigata-hatarakikata@shakahokenroumushi.jp
働き方改革推進支援センター富山	富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836	hk16@mb.langate.co.jp
石川働き方改革推進支援センター	金沢市西念4-24-30 金沢M.Gビル3階	0120-319-339	ishikawa@task-work.com
ふくい働き方改革推進支援センター	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階	0120-14-4864	soudan@tsubokawa.jp
山梨働き方改革推進支援センター	中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F	0120-755-455	yamanashi-hatarakikata@y-cdl.com
長野働き方改革推進支援センター	長野市中御所岡町215-1フージャース長野駅前ビル3F	0120-088-703	nagano@task-work.com
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6丁目12番 シグザ神田5階	0120-226-311	info@task-work.com
静岡働き方改革推進支援センター	静岡市葵区伝馬町18-8 アミチビルB1-B号	0800-200-5451	shizuoka@task-work.com
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階	0120-006-802	aichi@task-work.com
三重働き方改革推進支援センター	津市栄町2-209セキゴン第二ビル2階	0120-111-417	mie@task-work.com
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階	0120-100-227	hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp
京都働き方改革推進支援センター	京都府京都市中京区堺町通夷川下る亀屋町167-1 デュビュイ亀屋ビル3階	0120-417-072	kyoto@task-work.com
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116	hatarakikata@sr-osaka.jp
兵庫働き方改革推進支援センター	神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F	0120-79-1149	hyogo-hatarakikata@lec-jp.com
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	center@nara-sr.com
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山市板屋町22 和歌山中央通りビル2階2031号	0120-547-888	wakayama@task-work.com
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1丁目152番地SGビル4階	0800-200-3295	hataapo-tottori@crest.ocn.ne.jp
島根働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55-4島根県商工会館7階	0120-514-925	hatarakikata@shimanekeikyo.com
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所801号室	0120-947-188	okayama@task-work.com
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区鉄砲町5-7 広島借成ビル6階	0120-610-494	hk34@mb.langate.co.jp
働き方改革サポートオフィス山口	山口市小郡高砂町2-11新山口ビル5階	0120-172-223	hk35@mb.langate.co.jp
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	soudancenter@tokushima-sr.jp
香川働き方改革推進支援センター	高松市磨屋町5-9 プラタ 59 203	0120-000-849	kagawa@task-work.com
愛媛働き方改革推進支援センター	愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階	0120-005-262	hataraki1@csc-ehime.jp
高知県働き方改革推進支援センター	高知市南はりまや町2丁目3-10 ア・ラ・モードはりまや 103号	0120-899-869	kochi@task-work.com
福岡働き方改革推進支援センター	福岡市博多区博多駅南1-7-14 BOIS博多305	0800-888-1699	hk40@mb.langate.co.jp
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀市神野東3丁目1-40 M駅北テナントビル3階	0120-610-464	saga@task-work.com
長崎働き方改革推進支援センター	長崎県長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F	0120-168-610	nagasaki-hatarakikata@lec-jp.com
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7	0120-04-1124	hk43@mb.langate.co.jp
大分働き方改革推進支援センター	大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	0120-450-836	hatarakikata@sr-oita.or.jp
みやざき働き方改革推進支援センター	宮崎市橋通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302	0120-975-264	hk45@mb.langate.co.jp
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島県鹿児島市下荒田3-44-18のセビル2階	0120-221-255	hatarakikata@sr-kagoshima.jp
沖縄働き方改革推進支援センター	沖縄県那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター316-B号室	0120-420-780	okinawa@task-work.com



令和4年度 各種助成金のご案内



島根労働局雇用環境・均等室

☎0852-20-7007

●ご留意いただきたいこと

- ・く >内の金額は、生産性要件(p2参照)を満たした場合の助成額(率)です。
- ・ご紹介する助成金は、要件を満たした日によっては令和3年度以前の要件に該当し、支給額が異なる場合があります。
- ・助成金の内容や要件、支給額については変更される可能性があります。
- ・支給要件、申請期間などを必ず確認のうえ申請してください。
- ・国の予算額に制約されるため、申請期間内であっても受付を締め切る場合があります。

☎ 仕事と育児・介護・不妊治療の両立支援、女性の活躍推進に取り組む事業主の皆さまへ

1 両立支援等助成金

出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

①	第1種	20万円
	代替要員加算	20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
②	第2種	1事業年度以内に30%以上上昇した場合：60万円<75万円> 2事業年度以内に30%以上上昇した場合：40万円<65万円> 3事業年度以内に30%以上上昇した場合：20万円<35万円>

介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合、または仕事と介護の両立支援制度の利用者が生じた**中小企業事業主**に支給します。また、新型コロナウイルス感染症の対応として、特別な有給休暇の利用者が生じた場合の特例があります。

A 介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>	※A~Cいずれも 1事業主当たり 1年度に5人まで
	職場復帰時	28.5万円<36万円>	
B 介護両立支援制度		28.5万円<36万円>	
C 新型コロナウイルス感染症対応特例		5日以上10日未満：20万円 10日以上：35万円	

育児休業等支援コース

① 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得した場合に**中小企業事業主**に支給します。

A 休業取得時	28.5万円<36万円>	※A・Bとも1事業主2人まで (無期雇用労働者1人、 有期雇用労働者1人)
B 職場復帰時	28.5万円<36万円>	

② 業務代替支援

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた**中小企業事業主**に支給します。

A 新規雇用	47.5万円<60万円>
B 手当支給等	10万円<12万円>
有期雇用労働者加算 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算	9.5万円<12万円>

③ 職場復帰後支援

法を上回る子の看護休暇制度または保育サービス費用補助制度を導入し（一定の要件を満たしていることが必要）、育児休業から職場復帰後6か月以内に制度を利用させた**中小企業事業主**に支給します。

制度導入時		28.5万円<36万円>	AまたはBいずれか1回のみ
制度利用時	A 子の看護休暇制度	1,000円<1,200円>×利用時間	上限：200時間<240時間>
	B 保育サービス費用補助制度	補助した費用の2/3	上限：20万円<24万円>

不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度について、利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者に休暇制度や両立支援制度を利用させた**中小企業事業主**に支給します。

A 環境整備、休暇の取得等	28.5万円<36万円>
B 長期休暇の加算	28.5万円<36万円>

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得できるよう、有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に支給します。

※ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金			申請期限 令和5年5月31日
助成額	15万円	※1事業場1回限り	
両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース			
対象労働者1人当たり	28.5万円	※1事業所あたり5人まで	

生産性要件について

事業所における生産性向上の取組を支援するため、以下の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、労働関係助成金（一部）において助成額又は助成率の割増等を行います。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値}(\text{※})}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

- 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が
- ・その3年度前に比べて6%以上伸びていること または
 - ・その3年度前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること★
- （★この場合、金融機関から一定の事業性評価を得ていること）

(※)付加価値（企業の場合）
営業利益＋人件費＋減価償却費＋
動産・不動産賃借料＋租税公課



詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

④ 賃金の引上げと生産性向上に取り組む事業主の皆さまへ

2 業務改善助成金

申請期限：令和5年1月31日

中小企業事業主が事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資（機械設備の導入等）等を行う場合、設備投資等にかかる費用の一部を助成します。

助成対象事業場：事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内かつ事業場規模100人以下

〈 〉内は生産性要件を満たした場合の助成率

コース区分	引上げ額	助成率	引上げ労働者数	上限額※1
30円コース	30円以上	【事業場内最低賃金90円未満】	1人以上～	30万円～120万円
45円コース	45円以上	4/5 〈9/10〉	1人以上～	45万円～180万円
60円コース	60円以上	【事業場内最低賃金90円以上】	1人以上～	60万円～300万円
90円コース	90円以上	3/4 〈4/5〉	1人以上～	90万円～600万円

※上限額は引上げ労働者の人数によって変動します。

④ 生産性向上と労働時間の縮減、特別休暇・勤務間インターバルの導入、労務管理の適正化などに取り組む事業主の皆さまへ

3 働き方改革推進支援助成金

働き方改革の推進のため、労働時間の縮減や勤務間インターバルの導入などに取り組む中小企業事業主や、傘下企業を支援する事業主団体に、働き方改革に向けた取組にかかった経費の一部を助成します。

※支給対象となる取組には定めがあります。詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

※成果目標の達成状況により、助成上限額が変動します。

労働時間短縮・年休促進支援コース

申請期限：令和4年11月30日

36協定の時間外労働時間数を縮減させる場合や、特別休暇制度・時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入する場合に助成します。

助成率	3/4～4/5	上限額	25万円～250万円
-----	---------	-----	------------

※賃金引上げを行う場合、上限額に15万円～240万円を加算

勤務間インターバル導入コース

申請期限：令和4年11月30日

勤務間インターバル制度を新規に導入、または拡充する場合に助成します。

助成率	3/4～4/5	上限額	40万円～100万円
-----	---------	-----	------------

※賃金引上げを行う場合、上限額に15万円～240万円を加算

労働時間適正管理推進コース

申請期限：令和4年11月30日

労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成します。

助成率	3/4～4/5	上限額	100万円
-----	---------	-----	-------

※賃金引上げを行う場合、上限額に15万円～240万円を加算

団体推進コース

申請期限：令和4年11月30日

事業主団体などがその傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働条件の改善のために、時間外労働の削減などに向けた取組を実施した場合に助成します。

助成上限額	500万円～1,000万円
-------	---------------

☞ **テレワークの導入をお考えの事業主の皆さまへ**

4 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主に、テレワークの導入に関する経費（テレワーク用通信機器等の導入・運用、労務管理担当者に対する研修等）の一部を助成します。

	①機器等導入助成	②目標達成助成
支給額	支給対象経費の30% 上限額：100万円 又は 20万円×対象労働者数	支給対象経費の20%＜35%＞ 上限額：100万円 又は 20万円×対象労働者数
おもな要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新たにテレワークに関する制度を規定した就業規則を整備すること ・テレワーク実施計画認定日以降、助成対象となる取組を1つ以上行うこと ・テレワーク実績が一定の条件を満たすこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の離職率目標を達成すること ・所定のテレワーク実績があること

☞ **非正規雇用労働者の処遇改善（同一労働同一賃金に向けた取組）をお考えの事業主の皆さまへ**

5 キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するための取組を支援します！

正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に支給します。

■ **支給額**

- ① 有期 → 正規：1人当たり 57万円＜72万円＞（42万7,500円＜54万円＞）
 - ② 無期 → 正規：1人当たり 28万5,000円＜36万円＞（21万3,750円＜27万円＞）
- ＜①、②を合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで＞

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）へ転換等した場合には正規雇用労働者へ転換等したものとみなします。

※別途加算措置があります。

賃金規定等改定コース

すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に助成

■ **支給額**

- ① 1～5人：1人当たり 32,000円＜40,000円＞（21,000円＜26,250円＞）
 - ② 6人以上：1人当たり 28,500円＜36,000円＞（19,000円＜24,000円＞）
- ＜1年度1事業所当たり 100人まで、申請回数は1年度1回のみ＞

※別途加算措置があります。

★ **キャリアアップ助成金には賃金改定に関するものなど他にもコースがございますので、ぜひ厚生労働省HPをご覧ください。**

★各助成金には詳細な要件が定められています。

申請にあたっては厚生労働省HPを必ずご確認ください、ご不明点等はお問合わせください。



厚生労働省HP

● **お問合わせ先** ●

＜1～4について＞

島根労働局雇用環境・均等室 ☎0852-20-7007

＜5について＞

島根労働局職業安定部助成金相談センター ☎0852-20-7029